

3 障害者福祉の状況

1 身体障害者、知的障害者、精神障害者の状況

(1) 身体障害者（児）の状況

身体障害者は、身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者で、身体障害者手帳の交付を受けた者です。また、身体障害児は18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた者です。

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票で、障害の程度により各種福祉サービス等を利用することができます。

平成20年4月1日の身体障害者（児）（表-1）は、2,346人で、人口81,977人に対し2.9%となっています。なお、1級と2級の方の合計で、50%を超えています。

なお、平成20年4月1日の身体障害者（児）の状況を、年齢別（表-2、表-3）に見ると、60歳以上の方が、70.9%を占めています。なお、肢体不自由の方の67.7%が、また、内部障害の方の77.4%が60歳以上となっています。

前年との比較で、平成20年4月1日の身体障害者（児）と平成19年4月1日の身体障害者（児）（表-4）と比べると、61人の増となっています。

また、中期的な期間として、4年前の平成16年4月1日の身体障害者（児）（表-5）と比べると、307人の増となっています。

表-1 障害別身体障害者数(平成20年4月1日現在) (単位:人、%)

障害区分・等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比 (総数)
肢体不自由	総数	349	297	229	314	91	39	1,319	56.2
	児童	29	10	6	1	1	1	48	
視覚	総数	51	30	9	14	19	8	131	5.6
	児童	1	0	0	0	1	0	2	
聴覚	総数	9	55	14	47	1	80	206	8.8
	児童	0	3	1	2	0	4	10	
音声・言語	総数	0	1	16	5	—	—	22	0.9
	児童	0	0	1	0	—	—	1	
内部障害	総数	411	5	112	140	—	—	668	28.5
	児童	3	0	2	1	—	—	6	
合計	総数	820	388	380	520	111	127	2,346	100.0
	児童	33	13	10	4	2	5	67	
構成比(総数)		35.0	16.5	16.2	22.2	4.7	5.4	100.0	

※児童は18歳未満で内数。

表一2 等級別年齢別身体障害者数(平成20年4月1日現在) (単位:人、%)

等級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比
0～9歳	19	4	5	3	1	4	36	1.5
10～19歳	19	10	5	3	1	1	39	1.7
20～29歳	28	15	10	9	1	5	68	2.9
30～39歳	45	23	9	14	11	10	112	4.8
40～49歳	63	27	12	29	9	7	147	6.3
50～59歳	107	52	38	63	13	6	279	11.9
60～69歳	196	91	91	107	32	25	542	23.1
70～79歳	225	108	134	190	28	36	721	30.7
80～89歳	96	50	65	80	11	26	328	14.0
90～99歳	21	8	11	21	4	7	72	3.1
100歳以上	1	0	0	1	0	0	2	0.0
合計	820	388	380	520	111	127	2,346	100.0
構成比	35.0	16.5	16.2	22.2	4.7	5.4	100.0	

表一3 障害区分別年齢別身体障害者数(平成20年4月1日現在) (単位:人、%)

区分 年齢	肢 体 不 自 由	視 覚	聴 覚	音 声 ・ 言 語	内 部 障 害	合計	構成比
0～9歳	23	1	7	1	4	36	1.5
10～19歳	31	1	3	0	4	39	1.7
20～29歳	39	3	13	0	13	68	2.9
30～39歳	75	6	12	1	18	112	4.8
40～49歳	84	11	15	0	37	147	6.3
50～59歳	174	12	16	2	75	279	11.9
60～69歳	306	34	36	6	160	542	23.1
70～79歳	388	35	52	7	239	721	30.7
80～89歳	167	21	33	4	103	328	14.0
90～99歳	31	7	18	1	15	72	3.1
100歳以上	1	0	1	0	0	2	0.0
合計	1,319	131	206	22	668	2,346	100.0
構成比	56.2	5.6	8.8	0.9	28.5	100.0	

表-4 障害別身体障害者数(平成19年4月1日現在)

(単位:人、%)

障害区分・等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比 (総数)
肢体不自由	総数	347	290	209	315	96	38	1,295	56.7
	児童	28	11	4	2	1	1	47	
視覚	総数	52	30	9	9	17	11	128	5.6
	児童	0	0	0	0	0	0	0	
聴覚	総数	9	53	14	48	2	78	204	8.9
	児童	0	3	1	1	0	3	8	
音声・言語	総数	0	1	16	5	—	—	22	1.0
	児童	0	0	1	1	—	—	2	
内部障害	総数	383	4	112	137	—	—	636	27.8
	児童	5	0	2	2	—	—	9	
合計	総数	791	378	360	514	115	127	2,285	100.0
	児童	33	14	8	6	1	4	66	
構成比(総数)		34.6	16.5	15.8	22.5	5.0	5.6	100.0	

※児童は18歳未満で内数。

表-5 障害別身体障害者数(平成16年4月1日現在)

(単位:人、%)

障害区分・等級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比 (総数)
肢体不自由	総数	311	283	190	267	97	36	1,184	58.1
	児童	21	11	4	1	1	0	38	
視覚	総数	44	27	9	11	16	10	117	5.7
	児童	0	0	0	0	0	0	0	
聴覚	総数	10	47	15	39	0	51	162	7.9
	児童	0	0	1	1	0	1	3	
音声・言語	総数	0	0	18	4	—	—	22	1.1
	児童	0	0	1	1	—	—	2	
内部障害	総数	312	3	124	115	—	—	554	27.2
	児童	3	0	2	2	—	—	7	
合計	総数	677	360	356	436	113	97	2,039	100.0
	児童	24	11	8	5	1	1	50	
構成比(総数)		33.2	17.6	17.5	21.4	5.5	4.8	100.0	

※児童は18歳未満で内数。

(2) 知的障害者（児）の状況

知的障害者福祉法において知的障害の定義はされていませんが、厚生労働省で5年ごとに実施される「知的障害児（者）基礎調査」では、「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある者」と定義されています。この中の「知的機能の障害」の判定基準としては、「標準化された知能検査（ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど）によって測定された結果、知能指数がおおむね70までのもの」とされ、「日常生活の支障」は、自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等の日常生活能力の到達水準を、総合的に同年齢の到達水準と比較して判定しています。

知的障害者の手帳制度は、昭和48年9月27日厚生省発児第156号「療育手帳制度について」（厚生事務次官通知）によって始められました。

東京都では、昭和42年4月から全国に先がけて総合的判定基準を設け、知的障害者の障害の程度を判定し、当該知的障害者にその証票としての手帳を交付する制度を発足させました。この手帳を「愛の手帳」と称しています。

ここでいう知的障害者は、愛の手帳の交付を受けた18歳以上の者です。知的障害児は愛の手帳の交付を受けた18歳未満の者です。

平成20年4月1日の知的障害者（児）（表-6）は、443人で人口81,977人に対し0.5%となっています。

前年との比較で、平成19年4月1日の知的障害者（児）（表-7）と比べると、27人の増となっています。

また、中期的な期間として、4年前の平成16年4月1日の知的障害者（児）（表-8）と比べると、91人の増となっています。

表-6 知的障害者数(平成20年4月1日現在)

(単位:人、%)

障害程度		1度	2度	3度	4度	合計
対象者数	総数	21	132	121	169	443
	児童	6	33	28	59	126
構成比(総数)		4.8	29.8	27.3	38.1	100.0

※児童は18歳未満で内数。

表一七 知的障害者数(平成19年4月1日現在) (単位:人、%)

障害程度		1度	2度	3度	4度	合計
対象者数	総数	20	116	120	160	416
	児童	5	22	26	59	112
構成比(総数)		4.8	27.9	28.8	38.5	100.0

※児童は18歳未満で内数。

表一八 知的障害者数(平成16年4月1日現在) (単位:人、%)

障害程度		1度	2度	3度	4度	合計
対象者数	総数	21	113	100	118	352
	児童	5	30	21	44	100
構成比(総数)		6.0	32.1	28.4	33.5	100.0

※児童は18歳未満で内数。

(3) 精神障害者の状況

精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症等の精神疾患を有する者です。

精神保健福祉手帳は、精神疾患を有する者のうち精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人に、各種の支援策を講じやすくし、社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図るために、一定の精神障害の状態にあることを証する制度で、2年ごとに更新手続きが必要となります。

自立支援医療(精神通院)は、障害者自立支援法に基づく精神通院医療に係る公費負担医療で、1年ごとに更新手続きが必要となります。

両制度の認定状況は、次のとおりで、市民の100人に1人以上の方が、精神通院のための医療制度を利用しています。

表一九 精神保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院)の認定者数
(平成20年4月1日現在) (単位:人)

項 目		人 数	
精神保健福祉手帳の認定有効期間のある人	1級	36	245
	2級	143	
	3級	66	
自立支援医療(精神通院)の認定有効期間のある人		830	

表－10 精神保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院)の認定者数
(平成19年4月1日現在) (単位:人)

項 目		人 数	
精神保健福祉手帳の認定有効期間のある人	1 級	55	268
	2 級	151	
	3 級	62	
自立支援医療(精神通院)の認定有効期間のある人		899	

2 障害福祉サービスの利用の状況

平成15年度から、身体障害者および知的障害者の福祉サービスについて、利用者自らが契約主体となる「支援費制度」が実施され、居宅介護：【ホームヘルプ】（身体障害者、知的障害者、障害児）、短期入所：【ショートステイ】（身体障害者、知的障害者、障害児）、グループホーム（知的障害者）のサービスが提供されました。

また、精神障害者に関しては、精神障害者地域生活支援事業によって、精神障害者居宅生活支援事業（ホームヘルプ）、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）を実施してきました。

平成18年度から障害者自立支援法が施行され、従来のホームヘルプサービスを中心とする居宅サービスと施設の通所・入所を内容とする施設サービスは、介護給付、訓練等給付及び地域生活支援事業に制度の仕組みが大きく変更されました。

平成15年度以降のそれぞれのサービス利用実績は以下のとおりです。

表－11 居宅介護の利用実績(各年度1月当たりの利用人数、利用時間) (単位:人、時間)

障害種別	サービス区分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
		利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
		利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間
身体障害	身体介護	26	17	18	19	11
		534.5	236	263.5	205	75.5
	家事援助	33	30	30	31	26
		730.5	640	539.5	529.5	454
	乗降介助	—	—	—	0	0
		—	—	—	0	0
移動介護 (介護なし)	10	9	11	11	—	
	151	148.5	181.5	183	—	
移動介護 (介護あり)	7	10	10	13	—	
	252.5	404.5	373.5	463	—	

	日常生活支援	9	16	17	20	—
		3, 123	3, 209	4, 499	4893. 5	—
	通院介助 (介護なし)	—	—	—	1	5
		—	—	—	0. 5	5
	通院介助 (介護あり)	—	—	—	9	9
		—	—	—	66	66. 5
重度訪問介護	—	—	—	14	18	
	—	—	—	4, 569	5111. 5	
知的障害	身体介護	8	11	11	13	7
		16. 5	92	100. 5	100. 5	97
	家事援助	5	7	5	7	3
		128. 5	82	62. 5	45. 5	36. 5
	乗降介助	—	—	—	0	0
		—	—	—	0	0
	移動介護 (介護なし)	24	24	27	31	—
		267	284	305. 5	336	—
	移動介護 (介護あり)	6	17	23	24	—
		76. 5	212. 5	302	292	—
	行動援護	—	—	0	0	0
		—	—	0	0	0
通院介助 (介護なし)	—	—	—	1	1	
	—	—	—	1. 5	1	
通院介助 (介護あり)	—	—	—	7	8	
	—	—	—	15	21	
障害児	身体介護	20	15	15	18	19
		267	220	231. 5	267. 5	312
	家事援助	3	4	6	9	9
		59	84	100	138	149
	乗降介助	—	—	—	0	0
		—	—	—	0	0
	移動介護 (介護なし)	1	6	6	8	—
		1. 5	54. 5	39	56. 5	—
移動介護 (介護あり)	4	8	9	19	—	
	51	113	129	189. 5	—	
行動援護	—	—	1	2	2	
	—	—	12	20	24. 5	
障害者精神	身体介護	1	0	0	1	4
		4	0	0	8	10. 5
	家事援助	14	17	14	17	16
		97. 5	118	88	79. 5	85

※平成15～17年度は第1期計画掲載数値、18・19年度は各月平均。

表－12 短期入所事業の利用実績(各年度の延べ利用人数、利用日数) (単位:人、日)

障害種別	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
	延べ利用人数	延べ利用人数	延べ利用人数	延べ利用人数	延べ利用人数	
	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数	利用日数	
身体障害	10	11	12	16	身体的 知的 成人	121
	105	59	88	87		
知的障害	66	99	139	113		790
	621	945	1,183	720		
障害児	87	115	134	130	107	
	337	443	643	431	304	
精神障害	—	—	—	0	1	
	—	—	—	0	4	

※平成19年度の身体障害、知的障害の延べ利用人数および利用日数は合計数。

表－13 グループホーム、ケアホーム事業(各年度末の利用人数) (単位:人)

障害種別	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
知的障害者 グループホーム	11	13	19	4	4
知的障害者 ケアホーム	—	—	—	26	25
精神障害者 グループホーム	5	4	3	4	8

表－14 施設系支援(各年度末の利用人数) (単位:人)

障害種別	施設種別	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
身体障害	旧法	更生	2	0	1	1	1
		療護	4	5	5	6	6
		入所授産	3	4	4	6	5
		通所授産	11	10	10	12	0
		社会事業授産	1	1	1	0	—
	新法	就労継続支援B型	—	—	—	1	13
		療養介護	—	—	—	1	1
		施設入所支援	—	—	—	0	1
	就労移行支援	—	—	—	0	0	
知的障害	旧法	更生	33	31	33	42	38
		通所授産(除みのり)	9	15	17	18	13
		通所授産(みのり)	32	32	34	35	34
		通勤寮	1	3	3	1	2
		社会事業授産	0	0	1	0	—
		相互利用	7	5	3	3	2
	新	生活介護	—	—	—	4	10

	法	就労継続支援B型	—	—	—	2	7
		自立訓練	—	—	—	1	5
		施設入所支援	—	—	—	1	3
		就労移行支援	—	—	—	0	5
障害	新法	就労移行支援	—	—	—	0	1

表－15 移動支援事業の利用実績(各年度1月当たりの利用人数、利用時間) (単位:人、時間)

障害種別	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数	利用人数
	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間	利用時間
身体障害	—	—	—	19	21
	—	—	—	119	219.5
知的障害	—	—	—	56	48
	—	—	—	273	467
児 童	—	—	—	25	37
	—	—	—	486	243.5
精神障害	—	—	—	0	0
	—	—	—	0	0